

周南市の地酒で乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、周南市の地酒による乾杯を推進することにより、伝統文化への理解を深め、郷土愛の醸成を図るとともに、地元食材や関連事業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地酒」とは、本市の区域内において製造され、又は原材料に本市の区域内において生産された農産物等を使用した日本酒、焼酎、ビール、果実酒、リキュール等をいう。

(市の役割)

第3条 市は、地酒の普及促進、地酒による地域振興及び食文化の発展に積極的に取り組むものとする。

(関連事業者の役割)

第4条 地酒や食文化に関わる事業者（以下「関連事業者」という。）は、地酒による乾杯の普及促進に主体的に取り組むとともに、市及び関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び関連事業者が行う地酒による乾杯の普及促進に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好の尊重等)

第6条 市、関連事業者及び市民は、この条例に基づく取組に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、アルコール健康障害対策基本法その他の法令を遵守するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※公布日：令和元年9月25日